

騒音と振動の手引き

令和4年2月

北九州市環境局
環境監視部環境監視課

目 次

I 環境基準

1 騒音に係る環境基準	1
2 航空機騒音に係る環境基準	3
3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準	4

II 工場・事業場の規制

1 規制の概要	5
2 騒音規制法による規制	6
3 振動規制法による規制	9
4 北九州市公害防止条例による規制	12
5 改善勧告及び改善命令	15
6 報告及び検査	15
7 罰則	15
8 届出の概要	16
9 届出の書類	18
10 電気工作物等の取り扱い	20
11 公害防止管理者等	21
12 公害防止担当者	21

III 特定建設作業の規制

1 規制の概要	22
2 規制の内容	23
3 届出の概要	27

IV 自動車騒音・道路交通振動の規制

1 騒音規制法による規制	28
--------------	----

2	振動規制法による規制	30
---	------------	-------	----

V 騒音・振動測定方法

1	騒音測定方法	31
2	振動測定方法	32

VI 参 考

1	近隣騒音	33
2	低周波音	33
3	騒音・振動の大きさのめやす	34

I 環境基準

環境基本法第16条の規定に基づき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいいます。

1 騒音に係る環境基準（平成10年環境庁告示第64号・平成11年4月1日施行）

地域の類型	時間の区分		当てはめる地域
	昼間	夜間	
AA	50デシベル以下	40デシベル以下	AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下	Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域。Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
C	60デシベル以下	50デシベル以下	Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

北九州市における類型指定（平成24年北九州市告示第76号・同年4月1日施行）

地域の類型	当てはめる地域	時間の区分	
		昼間	夜間
A	騒音規制法に基づく第1種区域	午前 6:00 ～ 午後 10:00	午後 10:00 ～ 午前 6:00
B	騒音規制法に基づく第2種区域		
C	騒音規制法に基づく第3種区域及び第4種区域		
備考	AA地域は指定しない		

*1 この表は都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区については適用しません。

*2 第〇種区域については、P6を参照。

ただし、次表に掲げる地域（道路に面する地域）については、次表のとおりです。

道路に面する地域の環境基準

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及び、C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

* 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいいます。(片側1車線は、2車線になります。)

道路に面する地域において、幹線交通を担う道路*¹に近接する空間*²については、特例として次表のとおりとします。

幹線交通を担う道路に近接する空間について（特例基準）

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下

*1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市長村道にあつては4車線以上の区間に限る）。また、前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であつて都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路をいいます。

*2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から15メートルまでの範囲。また、2車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から20メートルまでの範囲をいいます。

2 航空機騒音に係る環境基準（昭和48年環境庁告示第154号）

平成19年12月17日環境省告示第114号（一部改正、平成25年4月1日から適用）

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	57デシベル以下	専ら住居の用に供される地域
II	62デシベル以下	I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

*1 上記表は、1日あたりの離着陸回数が10回以下の飛行場であって、警察、消防及び自衛隊等専用の飛行場並びに離島にある飛行場の周辺地域には適用しません。

北九州市における類型指定

（平成4年福岡県告示第672号・最終改正平成25年福岡県告示第571号）

地域の類型	当てはめる地域
I	<p>（芦屋飛行場関係）</p> <p>八幡西区及び若松区のうち都市計画法に定める</p> <p>第1種低層住居専用地域</p> <p>第2種低層住居専用地域</p> <p>第1種中高層住居専用地域</p> <p>第2種中高層住居専用地域</p>
II	<p>（芦屋飛行場関係）</p> <p>八幡西区及び若松区のうち、類型Iを当てはめた地域以外の地域。ただし、都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた工業専用地域、国土利用計画法第9条第2項第3号の規定により定められた森林地域であって、かつ、都市計画法第7条第1項による市街化区域以外の地域、並びに河川法第6条第1項に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除きます。</p>

3 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年環境庁告示第46号）

地域の類型	基準値	当てはめる地域
I	70デシベル以下	主として住居の用に供される地域
II	75デシベル以下	商工業の用に供する地域等、I以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域

* 上記表は、午前6時から午後12時までの間の新幹線鉄道騒音に適用します。

北九州市における類型指定

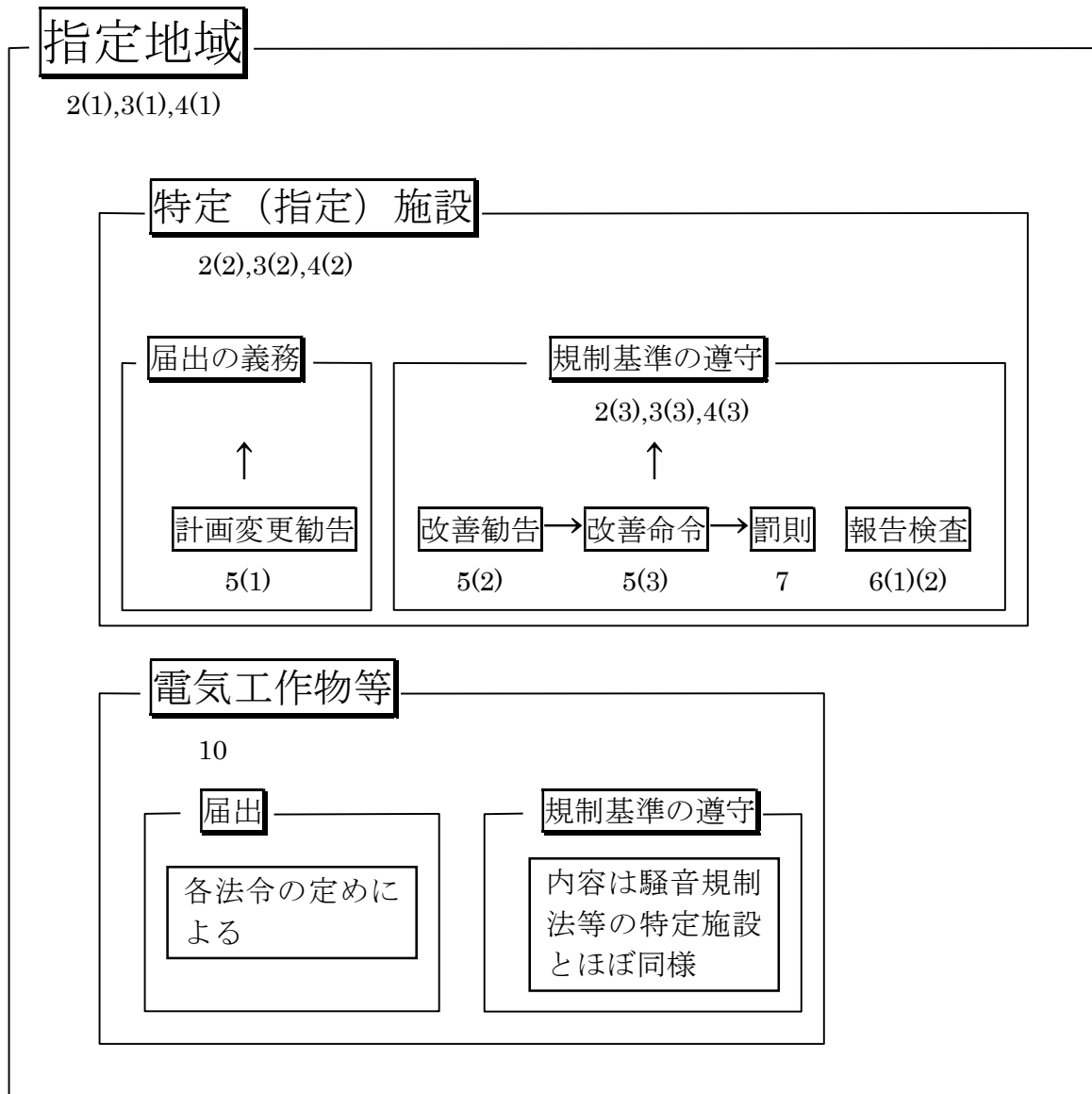
（平成14年福岡県告示第538号・最終改正平成24年福岡県告示第660号）

地域の類型	あてはめる地域	備考
I	地域類型の当てはめをする地域のうち都市計画法に定める 第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域	「地域類型の当てはめをする地域」とは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ300m（遠賀川鉄橋取付け付近は、400m）以内 （詳細は、県作成の図面による。）
II	地域類型の当てはめをする地域のうち都市計画法に定める 近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	

II 工場・事業場の規制

1 規制の概要

指定地域（市長が指定する）内において、特定又は指定施設（政令又は条例で定められた騒音又は振動の著しい施設）を設置する工場及び事業場について、必要な規制を次図のように行っています。



* 図中の番号は次ページ以降の項目番号に対応しています。

2 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号・同年 12 月 1 日施行）による規制

この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について、必要な規制を行うとともに、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

(1) 指定地域

騒音を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、騒音規制法に基づき県知事(市域については市長)が指定した地域を指定地域といい、北九州市では、**おおむね北九州市全域を指定**しています。(詳しくは、お問い合わせ下さい。)

この指定地域は 4 つの区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係は**おおむね次のとおり**です。

(詳細については、**平成 18 年北九州市告示第 303 号**参照)

区 域	都市計画法における用途地域
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

※島しょ及び小倉南区空港北町（北九州空港）を除きます。

(2) 特定施設

工場または事業場に設置される施設のうち、**別表 1 (P 8)**に示す施設を「**特定施設**」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「**特定工場等**」といい、規制の対象となります。

(3) 規制基準

指定地域内に「特定工場等」を設置している者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

（特定施設以外の施設や荷降ろし作業についても規制基準を遵守する必要があります）

(区域および時間帯による規制)

時間 区域	朝 6:00 ~ 8:00	昼 8:00 ~ 19:00	夕 19:00 ~ 23:00	夜 23:00 ~ 6:00
第1種区域	45デジベル以下	50デジベル以下	45デジベル以下	45デジベル以下
第2種区域	50デジベル以下	60デジベル以下	50デジベル以下	50デジベル以下
第3種区域	65デジベル以下	65デジベル以下	65デジベル以下	55デジベル以下
第4種区域	70デジベル以下	70デジベル以下	70デジベル以下	65デジベル以下

別表 1 (騒音に係る特定施設)

分類	施設名	対象能力
1 金属加工機械	イ 圧延機械	定格出力の合計が 22.5kW 以上のもの
	ロ 製管機械	すべてのもの
	ハ ベンディングマシン	ロール式のもので定格出力 3.75kW 以上のもの
	ニ 液圧プレス	矯正プレスを除く
	ホ 機械プレス	呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のもの
	ヘ せん断機	定格出力が 3.75kW 以上のもの
	ト 鍛造機	すべてのもの
	チ ワイヤフォーマーマシン	すべてのもの
	リ ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く
	ヌ タンブラー	すべてのもの
	ル 切断機	砥石を用いるもの
2	空気圧縮機及び送風機	定格出力が 7.5kW 以上のもの (定格出力が 7.5kW 以上のケリングターを含む) *
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	定格出力が 7.5kW 以上のもの
4	織機	原動機を用いるもの
5 建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き混練容量が 0.45m ³ /回以上のもの
	ロ アスファルトプラント	混練重量が 200kg/回以上のもの
6	穀物用製粉機	ロール式のもので定格出力 7.5kW 以上のもの
7 木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ チッパー	定格出力が 2.25kW 以上のもの
	ハ 碎木機	すべてのもの
	ニ 帯のこ盤	製材用は 15kW 以上のもの 木工用は 2.25kW 以上のもの
	ホ 丸のこ盤	製材用は 15kW 以上のもの 木工用は 2.25kW 以上のもの
ヘ かんな盤	定格出力が 2.25kW 以上のもの	
8	抄紙機	すべてのもの
9	印刷機械	原動機を用いるもの
10	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの
11	鋳造型機	ジョルト式のもの

* 空気圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く (令和 4 年 1 月 2 日施行)

3 振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号・同年 12 月 1 日施行）による規制

この法律は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生する相当範囲にわたる振動について、必要な規制を行うとともに、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

(1) 指定地域

振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域として、振動規制法に基づき県知事（市域においては市長）が指定した地域を**指定地域**といい、北九州市では、**原則として森林地域のうち標高 200 メートル以上の地域、工業専用地域及び臨港地区を除いた地域**が指定区域となっています。（詳しくは、お問い合わせ下さい。）

この指定地域は 2 つの区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係は**おおむね次のとおり**です。

（詳細については、**平成 18 年北九州市告示第 307 号**参照）

区 域	都市計画法における用途地域
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域 第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
第 2 種 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

※島しょ及び小倉南区空港北町（北九州空港）を除きます。

(2) 特定施設

工場または事業場に設置される施設のうち、別表 2（P11）に示す施設を「**特定施設**」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「**特定工場等**」といい、規制の対象となります。

(3) 規制基準

指定地域内に「特定工場等」を設置する者は、当該特定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

(区域および時間帯による規制)

区 域 \ 時 間	昼間 8:00～19:00	夜間 19:00～8:00
	第 1 種 区 域	60デジベル以下
第 2 種 区 域	65デジベル以下	60デジベル以下

別表2 (振動に係る特定施設)

分類	施設名	対象能力	
1 金属加工機械	イ	液圧プレス	矯正プレスを除く
	ロ	機械プレス	すべてのもの
	ハ	せん断機	定格出力が1kW以上のもの
	ニ	鍛造機	すべてのもの
	ホ	ワイヤーフォーミングマシン	定格出力が37.5kW以上のもの
2	圧縮機(冷凍機用は除く)	定格出力が7.5kW以上のもの*	
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	定格出力が7.5kW以上のもの	
4	織機	原動機を用いるもの	
5	コンクリートブロックマシン	定格出力の合計が2.95kW以上のもの	
	コンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械	定格出力の合計が10kW以上のもの	
6 木材加工機械	イ	ドラムバーカー	すべてのもの
	ロ	チップパー	定格出力が2.2kW以上のもの
7	印刷機械	定格出力が2.2kW以上のもの	
8	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機	カレンダーロール機以外で定格出力が30kW以上のもの	
9	合成樹脂用射出成形機	すべてのもの	
10	鋳造型機	ジョルト式のもの	

*圧縮機については、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く（令和4年12月1日施行）

4 北九州市公害防止条例

(昭和 46 年北九州市条例第 54 号・昭和 47 年 3 月 1 日施行) による規制

この条例は、騒音規制法に定めるものを除くほか、公害の防止について必要な事項を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活環境の保全を図ることを目的としています。

(1) 指定地域（騒音規制法の指定地域と同じ）

この指定地域は 4 つの区域に区分されており、都市計画法における用途地域との関係はおおむね次のとおりです。

(詳細については、**平成 18 年北九州市告示第 303 号**参照)

区 域	都市計画法における用途地域
第 1 種 区 域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
第 2 種 区 域	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域 準住居地域、市街化調整区域
第 3 種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
第 4 種 区 域	工業地域、工業専用地域、臨港地区

※島しょ及び小倉南区空港北町（北九州空港）を除きます。

(2) 指定施設

工場または事業場に設置される施設のうち、別表 3 (P14) に示す施設を「**指定施設**」といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を「**指定工場等**」といい、規制の対象となります。

(3) 規制基準

指定地域内に「指定工場等」を設置している者は、当該指定工場等の敷地境界線において次の規制基準を遵守しなければなりません。

(指定施設以外の施設や荷降ろし作業についても規制基準を遵守する必要があります)

(区域および時間帯による規制)

時間 区域	朝 6:00 ~ 8:00	昼 8:00 ~ 19:00	夕 19:00 ~ 23:00	夜 23:00 ~ 6:00
第1種区域	45デジベル以下	50デジベル以下	45デジベル以下	45デジベル以下
第2種区域	50デジベル以下	60デジベル以下	50デジベル以下	50デジベル以下
第3種区域	65デジベル以下	65デジベル以下	65デジベル以下	55デジベル以下
第4種区域	70デジベル以下	70デジベル以下	70デジベル以下	65デジベル以下

別表 3 (騒音に係る指定施設)

分類		施設名	対象能力
1 金属加工機械	ア	圧延機械	定格出力の合計が 22.5kW 未満のもの
	イ	ベンディングマシン	定格出力が 3.75kW 未満のロール式のものに限る。
	ウ	せん断機	定格出力が 3.75kW 未満のもの
	エ	ブラスト	タンブラスト以外のもので密閉式のものに限る。
2	高速切断機及びプラズマ切断機	金属加工機械で砥石を用いるものを除く。	
3	研磨機（工具用研磨機及び板金作業場で使用する研磨機を除く。亜鉛版研磨機以外は 2 台以上であること。）	すべてのもの	
4	空気圧縮機及び送風機	定格出力が 1.5kW 以上で 7.5kW 未満のもの	
5	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい、分級機	定格出力が 7.5kW 未満のもの	
6 木材加工機械	ア	チップパー	定格出力が 2.25kW 未満のもの
	イ	帯のこ盤	製材用は 15kW 未満のもの 木工用は 2.25kW 未満のもの
	ウ	丸のこ盤	製材用は 15kW 未満のもの 木工用は 2.25kW 未満のもの
	エ	かんな盤	定格出力が 2.25kW 未満のもの
7	クーリングタワー	定格出力が 3.75kW 以上のもの	

※「クーリングタワー」で定格出力が 7.5kW 以上のものについては、騒音規制法の「送風機」としての届出の対象になります。

次に掲げる施設は、指定施設から除きます。

1. 鉱山保安法に規定する鉱山に係る施設
2. 電気事業法に規定する電気工作物で騒音を発生する施設
3. ガス事業法に規定するガス工作物で騒音を発生する施設

5 改善勧告及び改善命令

(1) 計画変更勧告（騒音・振動法第9条）（市条例第11条）

市長は、設置又は変更の届出があつた場合において、特定工場等（指定工場等）から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれると認めるときは、その届出を受理した日から30日以内に計画の変更を勧告することができます。

(2) 改善勧告（騒音・振動法第12条）（市条例第16条）

市長は、すでに特定工場等（指定工場等）となっているものから発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められるときは、改善すべきことを勧告することができます。

(3) 改善命令（騒音・振動法第12条）（市条例第16条）

市長は、計画変更勧告又は改善勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを命令することができます。

6 報告及び検査

(1) 報告の徴収（騒音法第20条、振動法第17条）（市条例第21条）

市長は、特定施設（指定施設）の状況等について報告を求めることができます。

(2) 立入検査（騒音法第20条、振動法第17条）（市条例第21条）

市職員は、特定施設（指定施設）その他の物件について立入検査をすることができます。

7 罰 則（騒音法第29～33条、振動法第24～28条）（市条例第27～32条）

改善命令に従わないとき、届出を怠ったり虚偽の届出をしたとき、報告をせず又は虚偽の報告をしたとき、及び検査を拒んだとき等には、罰則が適用されます。

特定施設等の届出

8 届出の概要

指定地域内において、工場又は事業場に騒音規制法、振動規制法に定める特定施設及び北九州市公害防止条例に定める指定施設を設置し、又は変更しようとする場合は、所定の**届出をすることが義務付け**られています。

(1) **届出の種類** P17「**届出一覧**」参照。

(2) **提出の書類等** P18、19「**届出の書類**」参照。

(3) 提出期限

設置届出	工事開始日の 30 日前まで
数変更届	工事開始日の 30 日前まで
数・使用方法変更届	工事開始日の 30 日前まで
防止の方法の変更届	工事開始日の 30 日前まで
使用届	事実発生日から 30 日以内
氏名等変更届	事実発生日から 30 日以内
全廃届	事実発生日から 30 日以内
承継届	事実発生日から 30 日以内

(4) **届出の単位** . . . 工場・事業場ごと

(5) **提出部数** 正・副 **2 部**

(6) **届出用紙** 北九州市のホームページからダウンロードできます。

(<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>)

※トップページのサイト内検索に「騒音」と入力して下さい。

(7) **提出先** **北九州市環境局環境監視課**

(北九州市小倉北区城内 1 番 1 号 ☎093-582-2290)

(8) 受理書の交付

設置届、使用届、数変更届、数・使用方法変更届、防止の方法の変更届を受理したときに受理書を交付します。

届出一覧

届出の種類	届出を要する場合	騒音規制法	振動規制法	市条例
設置届	指定地域内において特定(指定)施設を設置しようとする場合(特定(指定)施設が設置されていない工場・事業場に限る。)	○ 法6条1項	○ 法6条1項	○ 条8条
使用届	特定施設を設置している工場・事業場の地域が新たに指定地域となった場合	○ 法7条1項	○ 法7条1項	—
	工場又は事業場に設置している施設が新たに特定(指定)施設となった場合	○ 法7条1項	○ 法7条1項	○ 条9条
種類ごとの数変更届出	特定施設の種別を増やす場合又は同一種類の数を直近の届出より2倍を超える数に増やす場合	○ 法8条1項	—	—
種類及び能力ごとの数変更届出	特定施設の種別及び能力ごとの数を増やす場合	—	○ 法8条1項	—
使用の方法変更届	特定施設の使用開始時刻の繰上げ又は使用終了時刻の繰下げを伴う場合	—	○ 法8条1項	—
防止の方法変更届	騒音(振動)の防止の方法の変更により当該工場等において発生する騒音(振動)の大きさの増加を伴う場合	○ 法8条1項	○ 法8条1項	○ 条10条3項
氏名等変更届	届出者の氏名、住所、あるいは工場又は事業場の名称、所在地に変更があった場合	○ 法10条	○ 法10条	○ 条10条1項
全廃届	特定(指定)工場に設置する特定(指定)施設のすべての使用を廃止した場合	○ 法10条	○ 法10条	○ 条10条1項
承継届	特定(指定)工場に設置する特定(指定)施設のすべてを譲り受け又は借り受けた場合。相続又は合併により承継した場合	○ 法11条3項	○ 法11条3項	○ 条13条3項

(公害防止組織等関係)

届出の種類	届出を要する場合	騒音規制法	振動規制法	市条例
公害防止担当者	特定(指定)施設を設置する者	○ 市条例25条	—	○ 市条例25条
公害防止統括者	従業員数21人以上の特定工場 ※1	○※2 4条3項	○※2 4条3項	—
公害防止管理者	一定規模以上のプレス機、鍛造機を設置する特定工場 ※1	○※2 3条3項	○※2 3条3項	—

※1 特定工場(P21参照) ※2 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

9 届出の書類

届出の種類	届出が必要な場合	届 出
		騒音規制法による特定工場等
設 置 届	指定地域内において工場又は事業場に特定施設（指定施設）を設置しようとする場合	○特定施設設置（使用）届出書 ・騒音防止の方法
使 用 届	工場又は事業場の特定施設（指定施設）を設置している地域が新たに指定地域となった場合	・付近の見取図 ・施設の配置図
	工場又は事業場に設置している施設が新たに特定施設（指定施設）となった場合	○公害防止担当者氏名届出書
数 変 更 届	騒音の特定施設の種別を増やす場合又は同一種類の数を直近の届出数より2倍を超える数に増やす場合	○特定施設の種別ごとの数変更届出書 ・騒音防止の方法 ・施設の配置図
数・使用 方法変更届	振動の特定施設の種別及び能力ごとの数を増やす場合又は使用時間を延長する場合	—————
防止の方法 変更届	騒音又は振動の防止の方法の変更により、当該工場等で発生する騒音・振動の大きさが増加する場合	○騒音の防止の方法変更届出書 ・騒音防止の方法 ・施設の配置図
氏 名 等 変 更 届	届出者の氏名、住所、あるいは工場又は事業場の名称、所在地に変更があった場合	○氏名等変更届出書 変更事項（氏名、名称、住所、所在地）が、2つ以上ある場合 ・変更届出内訳書
全 廃 届	特定工場（指定工場）等に設置する特定施設（指定施設）の施設の使用をすべて廃止した場合	○特定施設使用全廃届出書
承 継 届	特定工場（指定工場）等に設置する特定施設（指定施設）の施設のすべてを譲り受け又は借り受け、相続又は合併により承継した場合	○承継届出書 ○公害防止担当者氏名届出書
公 害 防 止 担 当 者 届	設置届、使用届、承継届を提出する場合及び公害防止担当者を変更した場合	○公害防止担当者氏名届出書
公 害 防 止 管 理 者 等 の 選 任 届 ※	公害防止管理者等を選任・解任した場合	○公害防止統括者選任（解任）届出書 ○公害防止管理者選任（解任）届出書

※特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場を設置している者（P21参照）

書 類 及 び 添 付 書 類 等

振動規制法による特定工場等	北九州市公害防止条例による指定工場等
<p>○特定施設設置（使用）届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止の方法 ・付近の見取図 ・施設の配置図 <p>○公害防止担当者氏名届出書</p>	<p>○特定施設設置（使用）届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音防止の方法 ・付近の見取図 ・施設の配置図 <p>○公害防止担当者氏名届出書</p>
<p>_____</p>	<p>_____</p>
<p>○特定施設の種類及び能力ごとの数届出書</p> <p>○特定施設の使用の方法変更届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動防止の方法 ・施設の配置図 	<p>_____</p>
<p>○振動の防止の方法変更届出書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・振動防止の方法 ・施設の配置図 	<p>_____</p>
<p>○氏名等変更届出書 変更事項（氏名、名称、住所、所在地）が、 2つ以上ある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出内訳書 	<p>○氏名等変更届出書 変更事項（氏名、名称、住所、所在地）が、 2つ以上ある場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・変更届出内訳書
<p>○特定施設使用全廃届出書</p>	<p>○指定施設使用全廃届出書</p>
<p>○承継届出書</p> <p>○公害防止担当者氏名届出書</p>	<p>○承継届出書</p> <p>○公害防止担当者氏名届出書</p>
<p>○公害防止担当者氏名届出書</p>	<p>○公害防止担当者氏名届出書</p>
<p>○公害防止統括者選任(解任)届出書</p> <p>○公害防止管理者選任(解任)届出書</p>	<p>_____</p>

10 電気工作物等の取り扱い（電気事業法、ガス事業法、鉱山保安法）

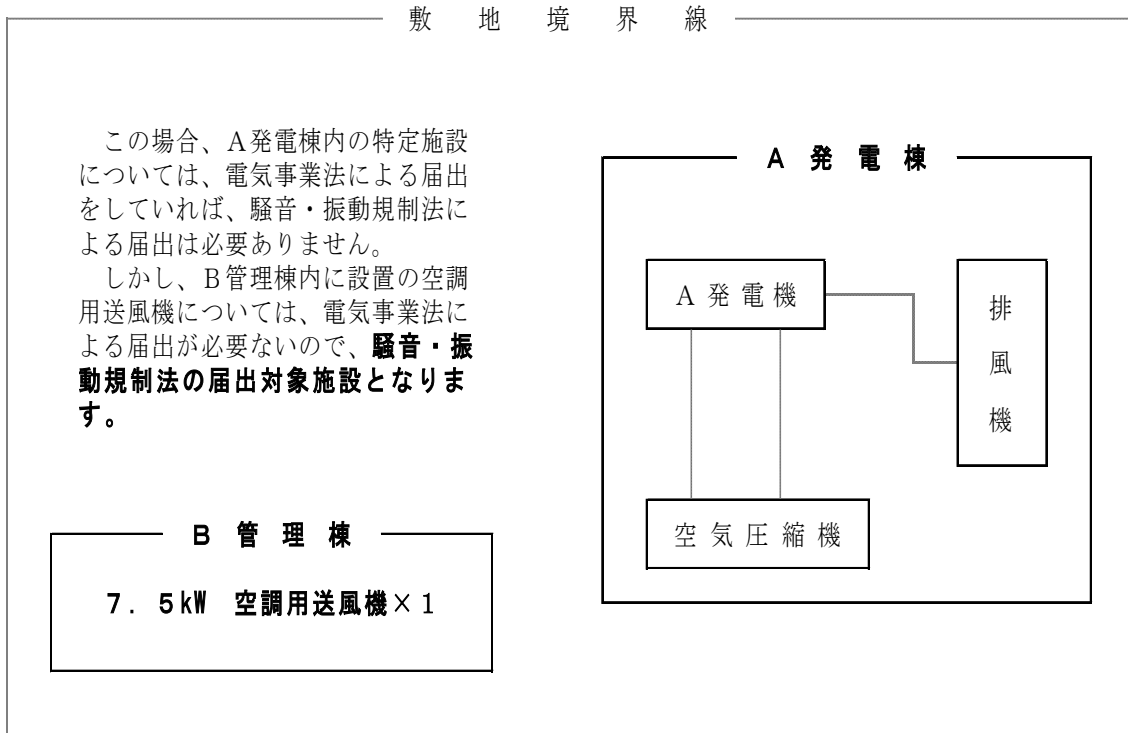
電気事業法第2条第1項第16号に規定する電気工作物、ガス事業法第2条第13項に規定するガス工作物又は鉱山保安法第13条第1項の経済産業省令で定める施設（同法第2条第2項ただし書に規定する付属施設に設置されるものを除く。）を設置する者も法令による規制の対象となります。

ただし、法令による特定施設の設置、数等の変更、計画変更、氏名変更等、承継などの届出に関する規定は適用されず、この点については各々の法令に拠ることになります。

- * 「**電気工作物**」とは、発電、変電、送電もしくは配電又は電気の使用のために設置する機械、器具、ダム、水路、貯水池、電線路その他の工作物。
- * 「**ガス工作物**」とは、ガスの供給のために施設するガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備、排送機、圧送機、整圧器、導管、受電設備その他の工作物及びこれらの付属設備であって、ガス事業の用に供するもの。

なお、以下の[例]のような場合は、騒音規制法・振動規制法の届出が必要です。

[例]



1 1 公害防止管理者等

「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」に基づき騒音・振動発生施設(下記の「対象施設」を参照。)を設置し、または設置しようとする者は「公害防止管理者等」を選任し、届出をするよう義務付けられています。

この法律での「特定工場」とは、**1. 製造業(物品の加工業を含む)、2. 電気供給業、3. ガス供給業、4. 熱供給業のうち次の騒音発生施設、振動発生施設(下記の対象施設)が設置されている工場です。**(特定工場を設置している者を「特定事業者」といいます。)

「対象施設」

騒音	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン(100 重量ト) 以上
	鍛造機	落下部分の 重量が1トン 以上のハンマー
振動	液圧プレス	呼び加圧能力が 2941 キロニュートン(300 重量ト) 以上 (矯正プレスを除く。)
	機械プレス	呼び加圧能力が 980 キロニュートン(100 重量ト) 以上
	鍛造機	落下部分の 重量が1トン 以上のハンマー

(1) 公害防止統括者及びその代理者

特定事業者は、公害防止統括者及びその代理者を選任したときは、その日から**30日以内**に届出をするよう義務付けられています。

ただし、**従業員数が20名以下の事業場は除きます。**

*** 統括者は、業務を統括管理する者(工場長等)であって資格を必要としません。**

(2) 公害防止管理者及びその代理者

特定事業者は、公害防止管理者及びその代理者を選任したときは、その日から**30日以内**に届出をするよう義務付けられています。

*** 公害防止管理者及び代理者は政令で定める資格が必要です。**

1 2 公害防止担当者(市条例第25条)

騒音規制法に規定する特定施設または指定施設を設置する者は、事故時および緊急時における措置その他公害防止に関し直接担当する者の氏名を届け出るよう義務付けられています。また、これを変更したときも同様とします。

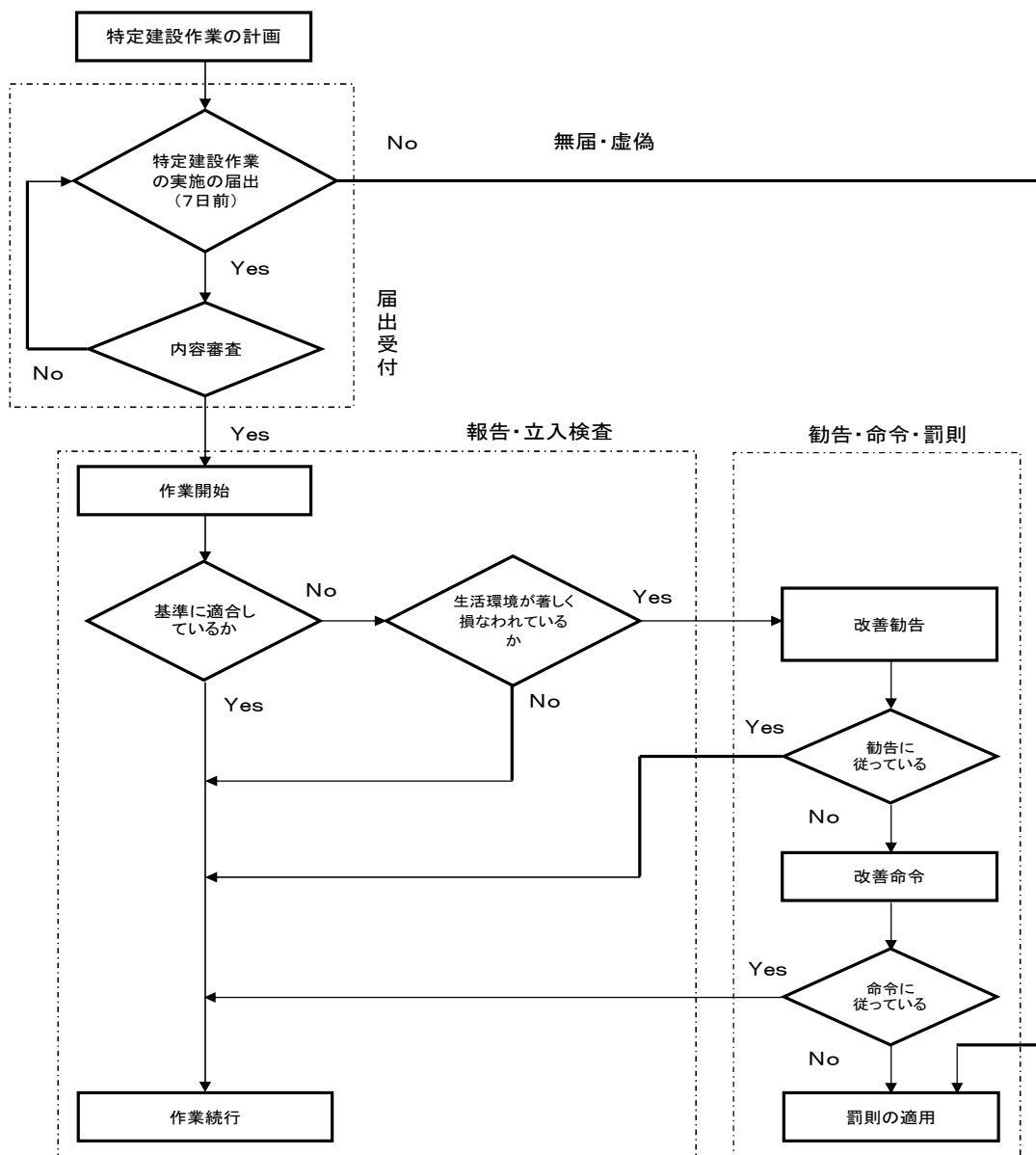
*** 公害防止担当者は資格を必要としません。**

Ⅲ 特定建設作業の規制

1 規制の概要

指定地域（市長が指定する）内において、特定建設作業（P24 別表 4 及び 5 参照。）を行うときは、騒音規制法・振動規制法により、騒音又は振動の大きさ及び作業時間が規制されます。

また、施行する者に**実施届出**が義務づけられています。



特定建設作業に係る規制の概要図

2 規制の内容

(1) 指定地域

北九州市における指定地域は、**おおむね市内全域**で次のとおりです。

(詳細については、**平成 18 年北九州市告示第 302 号、第 306 号**参照)

騒音規制法……市の都市計画区域（但し、島しょ、北九州空港を除く。）

振動規制法……市の都市計画区域（但し、島しょ、北九州空港、工業専用地域、臨港地区及び標高 200m以上の森林地域を除く。）

(2) 特定建設作業の種類及び基準

別表 4～7 参照

(3) 改善勧告（騒音・振動法第 15 条）

特定建設作業に伴って発生する騒音または振動が、規制に関する基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が著しく損なわれていると認められるときは、市長は期限を定めて騒音または振動の防止の方法を改善し、または作業時間を変更すべきことを勧告することができます。

(4) 改善命令（騒音・振動法第 15 条）

改善勧告を受けた者が、その勧告に従わないで特定建設作業を行なっているときは、市長は、期限を定めて、騒音の防止の方法の改善、または作業時間の変更を命ずることができます。

(5) 報告・検査（騒音法第 20 条、振動法第 17 条）

市職員は、作業の状況その他必要な事項の報告を求めたり、工事場所に立入検査をすることができます。

(6) 罰則（騒音法第 29～33 条、振動法第 24～28 条）

届出を怠ったり虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合や報告・検査を拒む等これら法律の規制に違反した者に対しては、罰則が適用されます。

別表4 騒音に関する特定建設作業の種類（騒音規制法施行令第2条）

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打ち機、くい抜機又は、くい打ちくい抜機を使用する作業	もんけん（人力によるものに限る。）、圧入式くい打ちくい抜機又は、くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	作業地点が <u>連続的に移動する</u> 作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が <u>50mをこえない</u> 作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業 （さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の出力が15kw以上のものに限る。
5	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）	混練機の混練容（重）量がコンクリートプラントは0.45m ³ 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

（注）1 当該作業を開始した日にその作業が終わるものは、特定建設作業にはなりません。

2 バックホウ・トラクターショベル・ブルドーザーを使用する作業において「一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するもの」とは、**国土交通省告示で低騒音型建設機械として指定されたもの**です。

別表5 振動に関する特定建設作業の種類（振動規制法施行令第2条）

	特定建設作業の種類	備 考
1	くい打ち機、くい抜機又は、くい打ちくい抜機を使用する作業	人力によるもんけん、圧入式くい打ち機、油圧式くい抜機、圧入式くい打ちくい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が <u>連続的に移動する</u> 作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が <u>50mを超えない</u> 作業に限る。
4	ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業	作業地点が <u>連続的に移動する</u> 作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が <u>50mを超えない</u> 作業に限る。

（注）ただし、当該作業を開始した日にその作業が終わるものは、特定建設作業にはなりません。

別表6 特定建設作業該当一覧表

建設作業の種類			騒音	振動	備考	
くい打機・くい抜機 くい打機	既製 ぐい	直接打ち込み	打撃工法			土留に使用する鋼矢板、H鋼の施工も含む。
			もんげん人力	×	×	
			もんげん機械式	○	○	
			ディーゼルハンマ	○	○	
			気動ハンマ	○	○	
			油圧ハンマ	○	○	
			ドロップハンマ	○	○	
			(アースオーガ併用)	×	○	
			振動工法	○	○	
			〈例〉振動パイルドライバ パイプロハンマ パイルエクストラクタ 等			
埋め込み	圧入工法	×	×			
	(例) サイレントパイラ パイルマスタ ジャッキパイラ 圧入併用工法ジェット 掘削圧入装置 等					
場所打ぐい	機械掘	×	×	くい頭処理においてさく岩機を使用する場合は、下の『さく岩機』として届出が必要		
	(例) オールケーシング掘削機 (ベント) リバースサーキュレーションドリル アースドリル、アースオーガ 等					
	手掘 深礎工法	×	×			
びょう打機	リベットハンマ	○	×	トルク・インパクトレンチは対象外。		
さく岩機	ブレーカー (手持ち式を除く)	○	○	作業地点が連続的に移動する作業 にあつては、1日における2地点間の最大距離が50m以下の作業に限る。		
	ハンドブレーカー (空気式、電気式)	○	×			
	その他(例) レッグドリル、バドハンマ、ドリカ、スバ 等	○	×			
空気圧縮機	原動機の定格出力	15kw以上	○	×	対象はエンジン式のみ。(電動・タービン式は除く。) さく岩機の動力として使用する作業は除く。	
コンクリートプラント	モルタル製管		×	×		
	その他 混練容量	0.45m ³ 以上	○	×	工事現場又はその付近に当該工事に関連して一時的に設置されるものに限る。不特定多数の工事のために設置されるプラントは工場として別に届出が必要	
アスファルトプラント	混練重量	200kg以上	○	×		
バックホウ	原動機の定格出力	80kw以上	○	×	低騒音型建設機械は除く。	
トラクターショベル	原動機の定格出力	70kw以上	○	×		
ブルドーザー	原動機の定格出力	40kw以上	○	×		
鋼球による建物破壊作業			×	○		
舗装版破砕機を使用する作業			×	○	ハンマを落下させるものに限る。他、『さく岩機』の備考に同じ。	

別表 7 騒音・振動の規制に関する基準

規制内容	区域の区分 (注 1)	規制基準		適用除外 (注 2)
		騒音規制法	振動規制法	
作業場所の敷地境界における騒音レベル	1号・2号	85 デシベル以下	75 デシベル以下	
作業時間	1号	午前 7 時～午後 7 時		①②③④
	2号	午前 6 時～午後 10 時		
1 日の作業時間	1号	10 時間以内		①②
	2号	14 時間以内		
同一場所での連続作業期間	1号・2号	6 日以内		①②
作業日	1号・2号	日曜日その他の休日を除く		①②③④⑤

(注 1) 区域の区分はおおむね下表のとおり。(詳細は、**騒音は平成 18 年北九州市告示 304 号、振動は平成 18 年北九州市告示 308 号**参照)

区域の区分	騒音規制法	振動規制法
1号区域	第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域、 第 1 種・第 2 種住居地域、 準住居地域、市街化調整区域、 近隣商業地域、商業地域、準工業地域	同 左
2号区域	工業地域、工業専用地域、臨港地区 ※但し、そのうち、学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲 80m 以内は除く。(1号区域に該当。)	工業地域 ※但し、そのうち、学校・病院・図書館・特別養護老人ホーム等の周囲 80m 以内は除く。(1号区域に該当。)

(注 2) 適用除外欄の各項は次のとおりです。

- ① 災害その他非常の事態の発生により緊急に行なう必要がある場合
- ② 人の生命または身体に対する危険を防止するため特に必要がある場合
- ③ 鉄道または軌道の正常な運行を確保するため特に必要がある場合
- ④ 道路法による占有許可に条件が付された場合（国の行なう事業については同法の規定に基づく協議において同意された場合）又は道路交通法による使用許可に条件が付された場合（道路管理者の行なう事業については同法の規定に基づく協議を行なった場合）
※条件及び協議は当該特定建設作業を夜間または日曜日その他の休日に行なうべきとされる内容であること
- ⑤ 変電所の変更の工事で必要がある場合

3 届出の概要

指定地域内において、特定建設作業を施工しようとするときは、作業開始日の
7日前（届出日及び作業開始日を除く。）までに届出をして下さい。

（騒音規制法第14条、振動規制法第14条）

- 1 届出者（届出義務者） 工事元請負人です
- 2 届出用紙 北九州市のホームページからダウンロードできます
 (<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/>)
 ※トップページのサイト内検索に「特定建設作業」と入力して下さい
- 3 添付書類 (1) 付近見取図
 (2) 当該特定建設作業を含む**建設工事の全体工程表**
- 4 提出部数 2部（返却用控え1部含む）
- 5 提出先 **北九州市環境局環境監視課**
 北九州市小倉北区城内1番1号（北九州市役所本庁舎10階）
 ☎ 093-582-2290
- 6 その他
 (1) 届出内容を確認しますので、**当該建設工事全体を把握している方（現場責任者）**が提出して下さい。
 (2) 特定建設作業の実施期間が2ヶ月以上中断する場合は、再度、届出をして下さい。
 (3) 別表7の適用除外④に該当し、特定建設作業を夜間や日曜日等に行なう場合は、警察署等の許可証の写しを届出書に添付して下さい。
 (4) 届出後、実施工期等の変更が生じた場合は、届出工期内に連絡して下さい。

IV 自動車騒音・道路交通振動の規制

1 騒音規制法による規制

(1) 測定に基づく要請及び意見（法第17条）

市長は自動車騒音が環境省令で定める限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

また、道路構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるすることができます。

(2) 環境省令で定める限度（平成12年総理府令第15号）

	区域の区分	時間の区分	
		昼間 6:00～22:00	夜間 22:00～6:00
1	a 区域及び b 区域のうち1車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a 区域のうち2車線以上の道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b 区域のうち2車線以上の道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

※ a 区域 専ら住居の用に供される区域

b 区域 主として住居の用に供される区域

c 区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道の部分をいいます。（片側1車線は、2車線になります。）

「幹線交通を担う道路に近接する空間」については、上表にかかわらず、特例として次の表のとおりです。

昼間	夜間
75デシベル	70デシベル

(3) 北九州市で定める区域（平成 18 年北九州市告示第 305 号・同年 6 月 14 日施行）

区 域	都市計画法における用途地域
a 区 域	第 1 種低層住居専用地域 第 2 種低層住居専用地域 第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域
b 区 域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域 市街化調整地域
c 区 域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域

2 振動規制法による規制

(1) 測定に基づく要請（法第16条）

市長は、道路交通振動が下記の環境省令で定める道路交通振動の限度を超えていることにより道路の周辺的生活環境が著しく損なわれると認められるときは、道路管理者に対し、道路交通振動防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請することができます。

また、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請することができます。

(2) 環境省令で定める限度

時間の区分 区域の区分	昼 間 午前8時～午後7時	夜 間 午後7時～午前8時
	第1種区域	65デシベル
第2種区域	70デシベル	65デシベル

* 区域の区分については、P9を参照。

* 時間及び区域の区分についての詳細は、平成18年北九州市告示第309号を参照。

V 騒音・振動測定方法

1 騒音測定方法

環境基準	<p>①当該地域を代表する地点、かつ反射の影響を避けうる位置。</p> <p>②受音点の高さは、生活面の平均的な高さ（通常地上 1.2m）とし、A特性、FASTにて時間区分ごとに全時間を通じて1時間に10分間測定する。</p> <p>③時間区分ごとの等価騒音レベル（Leq）とする。</p> <p>④評価は、区域の区分・時間の区分ごとに定められた基準値による。</p>
道路環境基準	<p>①道路に面する建物から道路側1～2m、かつ反射の影響を避けうる位置。</p> <p>②受音点の高さは、原則として地上1.2mとし、A特性、FASTにて時間区分ごとに全時間を通じて1時間に10分間測定する。</p> <p>③時間区分ごとの等価騒音レベル（Leq）とする。</p> <p>④評価は、区域の区分・時間の区分ごとに定められた基準値による。</p>
自動車騒音の要請限度	<p>①道路に面する建物の前、反射の影響を避けうる位置。</p> <p>②受音点の高さは、原則として地上1.2mとし、A特性、FASTにて時間区分ごと測定、測定は連続7日間のうち代表する3日間の時間区分ごとに全時間を通じて測定する。</p> <p>③時間区分ごとの等価騒音レベル（Leq）とする。</p> <p>④評価は、区域の区分・時間の区分ごとに定められた基準値による。</p>
工場・事業場・特定建設作業騒音	<p>①敷地境界線。</p> <p>②受音点の高さは、地上1.2m～1.5mまたは問題となっている場所の高さとし、A特性、FASTにて随時測定する。</p> <p>③測定値は、指示値の時間的変化により対応する。注1)</p> <p>④評価は、区域および時間帯ごとに定められた基準値による。</p>
新幹線鉄道騒音の環境基準	<p>①当該地域を代表する地点。</p> <p>②受音点の高さは、地上1.2mとし、A特性、SLOWにて平常日の6時～24時の間で連続して通過する上下線20本を測定する。</p> <p>③上下線連続20本の最大騒音レベル($L_{A, Smax}$)の上位半数の平均値を算出する。</p> <p>④評価は、区域の区分ごとに定められた基準値による。</p>
航空機騒音の環境基準	<p>①当該地域を代表する地点。</p> <p>②受音点の高さは、地上または屋上面から1.2m～1.5mとし、A特性、SLOWにて、連続7日間（又は14日間）測定する。</p> <p>③騒音レベルの最大値が暗騒音より10dB以上大きい航空機騒音について、単発騒音暴露レベル(L_{AE})を計測する。1日ごとの時間帯補正等価騒音レベル(L_{den})を算出し、全測定日L_{den}について、パワー平均を算出する。</p> <p>④評価は、区域の区分ごとに定められた基準値による。</p>

2 振動測定方法

<p>道路交通振動の 限度</p>	<p>①道路敷地境界線。 ②鉛直振動特性〔Z〕にて、昼間、夜間の時間区分ごとに1時間当り1回以上の測定を4時間以上測定する。 ③測定値は、5秒間隔、100個の測定による80%レンジの上端値（L10）の時間区分ごとの平均値とする。 ④評価は、区域の区分・時間の区分ごとに定められた基準値による。</p>
<p>工場・事業場及び 特定建設作業振動</p>	<p>①道路敷地境界線。 ②鉛直振動特性〔Z〕にて、昼間、夜間の時間区分ごとに随時測定する。 ③測定値は、指示値の時間的变化により対応する。注）2 ④評価は、区域および時間帯ごとに定められた基準値による。</p>
<p>新幹線鉄道 振動対策の指針</p>	<p>①当該地域を代表する地点。 ②鉛直振動特性〔Z〕にて、平常日の6時～24時の間で連続して通過する上下20本を測定する。 ③上下線連続20本の最大振動レベルの上位半数の平均値を算出する。 ④評価は、区域の区分ごとに定められた指針値（70デシベル）による。</p>

注）1 指示値の時間的变化の種類及び測定値は下記による。

定常騒音（変動が少ない）・・・・・・指示値

間欠騒音（最大値が一定）・・・・・・最大値の平均値

変動騒音（不規則に変動）・・・・・・L5

変動間欠騒音（最大値が変動）・・・・最大値のL5

L5・・・測定数50個以上、時間間隔5秒以下による測定値の90%レンジの上端値

注）2 指示値の時間的变化の種類及び測定値は下記による。

定常振動（変動が少ない）・・・・・・指示値

間欠振動（最大値が一定）・・・・・・最大値の平均値

変動振動（不規則に変動）・・・・・・L10

L10・・・5秒間隔、100個の測定値の80%レンジの上端値

IV 参 考

1 近隣騒音

一般家庭からの生活に伴って発生する生活騒音、営業宣伝等の拡声器騒音、深夜営業騒音、カラオケ騒音等、身の回りのいろいろな騒音を近隣騒音といいます。

(1) 生活騒音

テレビ、ステレオ、エアコン、ピアノ、ペットの鳴声などのように一般家庭からでる騒音を生活騒音といいます。生活騒音は、日常生活に伴って発生することから、まったく出さないというわけにはいきません。このため法令などによる解決は難しく、一人ひとりのちょっとした工夫や気配りによって必要以上の音を出さないようにすることが大切です。

(2) 拡声器騒音、深夜営業騒音、カラオケ騒音

近隣騒音のうち営業宣伝等に使用する拡声器の騒音や、飲食店、カラオケボックス等の深夜営業騒音、カラオケ騒音等については、「福岡県騒音防止条例」（警察所管）や「風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律」（警察所管）により、時間の制限や音量の規制などをおこなっています。

2 低周波音

低周波音とは、人間の耳に感知できないような低周波（100Hz 以下）の音圧によって窓や建具をガタガタと振動させたりする物理現象をいいます。

発生源としては、航空機、船舶、自動車、鉄道及び道路の橋梁、ポンプ、コンプレッサー、振動コイル、コンベアー、ボイラー、送風機また発破等から発生することもあります。

人体に対する影響として、直接人体に作用して耳鳴りや耳が圧迫されるといった聴感的なもの、あるいは、胸部圧迫、頭痛、めまい、吐き気、血圧の上昇など生理的・心理的な影響を与えるといわれています。

3 騒音・振動の大きさのめやす

		日常生活音の大きさ(dB)																	
		家庭用設			家庭用機			音響機器			その他								
音の大きさ(dB)の凡例		エアコン	温風ヒーター	換気扇	風呂又は給排水音	洗濯機	掃除機	目覚まし時計	電話のベル音	ピアノ	エレクトーン	ステレオ	テレビ	犬の鳴き声	子供のかけ足	ふとんのたたく音	車のアイドリング	人の話し声(日常)	人の話し声(大声)
音の大きさ(dB)		約41~59dB	約44~56dB	約42~58dB	約57~75dB	約64~72dB	約60~76dB	約64~75dB	約64~70dB	約80~90dB	約77~86dB	約70~86dB	約57~72dB	約90~100dB	約50~66dB	約65~70dB	約63~75dB	約50~61dB	約88~99dB
120dB	飛行機のエンジンの近く																		
110dB	自動車の警笛(前方2m付近)、建設現場のリベット打ち																		
100dB	電車が通るときのガード下																		
90dB	犬の鳴き声(正面5m付近)、騒々しい工場の中、カラオケ(店内客席中央)																		
80dB	地下鉄の車内、電車の車内、ピアノ(正面1m付近)																		
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭																		
60dB	静かな乗用車、普通の会話																		
50dB	静かな事務所、クーラー(屋外機・始動時)																		
40dB	図書館や静かな住宅地の昼間、コウロギの鳴き声																		
30dB	郊外の深夜、ささやき声																		
20dB	木の葉のふれ合う音、置時計の秒針の音(前方1m付近)																		
10dB	蝶の羽ばたき																		

デシベル	気象庁 震度階級	振動の大きさの目安		
		人間	屋内の状況	屋外の状況
55	震度0	人は揺れを感じない。		
65	震度1	屋内にいる人の一部が、わずかな揺れを感じる。		
75	震度2	屋内にいる人の多くが、揺れを感じる。眠っている人の一部が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
85	震度3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が、音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
95	震度4	かなりの恐怖感があり、一部の人は、身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。

騒音計・振動計の貸し出しについて

北九州市環境局環境監視課では、公害防止等を目的として自主的に騒音振動測定を行うために騒音計・振動計の貸し出しを行っていますのでご利用ください。

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部環境監視課

TEL (093) 582-2290